



りそな銀行アジアニュース

平成 22 年 12 月 23 日
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【香港駐在員事務所】

「日本－香港租税協定」について

日本国政府と香港特別行政区政府は 2010 年 11 月 9 日、双方にとって初めての租税条約となる「二重課税の回避及び脱税の防止のための協定」に署名しました。主な内容は以下の通りです。

	項目(条文)	内容	税率
投資所得への源泉税率軽減(※)	配当(第 10 条)	配当の受益者が、配当を支払う法人の議決権付株式の 10%以上を、直接または間接に 6 ヶ月間所有する法人である場合	5%
		上記以外全て	10%
	利子(第 11 条)	・利子の受益者が政府機関等である場合 ・利子の受益者が居住者であり、当該利子が政府機関等によって保証された債権に関して支払われる場合	0%
		上記以外全て	10%
使用料(第 2 条)	全ての使用料(著作権、特許権等)	5%	
各種所得に関する条項	国際運輸(第 8 条)	一方の締結国企業が、船舶または航空機を国際運輸の用途に供することによって得た所得は、当該一方の締結国においてのみ課税となる。	
	恒久的施設と事業所得(第 5、7 条)	他方の締結国内の恒久的施設に帰属する所得は、当該地において課税される。	
	譲渡収益(第 13 条)	不動産関連法人(資産価値の 50%以上が他方の締結国内不動産により構成される法人)や破綻金融機関の株式譲渡益に該当する場合等を除き、譲渡収益は源泉地で免税となる。	
	給与所得(第 14 条)	香港から日本への短期商用旅行者(滞在期間が 183 日以内)の日本での源泉所得税は免税となる。	
その他	関連企業との取引(第 9 条)	課税年度終了時から 7 年経過後は、税務当局が移転価格課税を行えない。	
	相互協議手続(第 24 条)	租税条約に適合しない課税を受けたと認める者は、自身が居住する税務当局に対し申立できる。申立は当該措置の最初の通知日から 3 年以内に行わなければならない。	

<適用開始日:国会(香港の場合は立法評議会)の批准を受け効力発生後、翌年 1 月 1 日(香港は 4 月 1 日)より>

※香港国内法における税率は上記の軽減水準以下であり、実際に軽減となるのは日本からの支払についてののみ

本協定は日本と香港の投資・経済活動に係る課税関係を明確化するものであり、これにより、双方の投資交流が一層促進されることが期待されています。

【出所:日港租税協定原文】

照会先:法人ソリューション営業部 国際業務室(東京)電話 03-6704-2723
(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。 *禁無断転載